

答弁書第二三号

内閣参質一七一第二三号

平成二十一年二月十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員藤末健三君提出食料自給率の計算に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出食料自給率の計算に関する質問に対する答弁書

一について

供給熱量ベースの食料自給率の算出に当たっては、通常の食習慣において廃棄される非可食部分は除いて算出しているが、可食部分のうち廃棄される部分については、その品目別の量等が不明であるため、廃棄される食料を除いた場合の食料自給率をお示しすることは困難である。

二について

食料の輸入の途絶等により国民が最低限度必要とする熱量の供給が困難となるおそれがある極めて深刻な場合には、平成十四年三月に農林水産省が決定した「不測時の食料安全保障マニュアル」において、国民生活に必要な熱量の供給の確保を図るために、熱量効率の高い作物への生産転換等の対策を講じることとしていることから、不測の事態における国内農業の食料供給力の程度を示す目的で、現在の食料供給を前提として日本人が生存に必要な熱量に対する食料自給率を計算する必要は、現時点ではないものと考えている。

